

権利保護基盤の強化に関する専門調査会 御中

陳述人：安念潤司（成蹊大）

2005 年 4 月 14 日

1 侵害に対する刑事罰の強化

物の窃盗については10年以下の懲役となっている(窃盗罪(刑法235条))のに対し、知的財産の侵害に対する刑事罰については5年以下の懲役となっている(意匠権、実用新案権等については3年以下の懲役)が、侵害に対する抑止効果を高めるためには、物と同様に、知的財産の侵害についても抜本的な罰則の強化が必要ではないか。

ただし、本質的には私権相互間の抵触が問題なのであるから、刑事罰に過度に依存すべきではないという見解にも傾聴すべきものがある。その場合には、いわゆる懲罰的賠償など、私法上の損害防止・補填の制度を抜本的に改革する必要があるだろう。

2 手続の時間コストの削減、特に審査請求制度の廃止

時は金なり。審査請求制度の廃止の提案は、この点で評価できる。すでに、審査官大増員など、所要の手当てがなされつつあるが、審査の迅速化を重ねて要請したい。審査迅速化のための計画値策定を、是非積極的にご検討願いたい。

また、特許においても無審査主義の考え方を応用できないか、審査開始後一定期間を経過したものには自動的に特許査定をすることできないか、特許無効審判に期間制限を導入できないか、など、乱暴に聞こえるアイディアでも、ともかくも検討してみる価値はあるだろう。

3 世界特許制度の確立

技術は普遍性をもつのに、制度が割拠的に分立していると、出願・権利防衛のコストを非常に大きくする。また、制度間の微細な差異が「裁定」の誘引を生み、発明者に帰属すべき富を他に流出させる原因となる。困難は重々承知の上ではあるが、世界特許制度確立に向けて、日本がリーダーシップを発揮することを強く望みたい。

4 海賊行為対策の確立

この分野では国際協調が不可欠である。侵害品の水際対策を各国同時進行で進めるため、条約を締結するなどの国際的な枠組みが是非とも必要である。知的財産の分野における利害の共通性を認識することは、迂遠に見えても、アジア近隣諸国との政治的関係を改善するためにも有効であることを力説したい。

また、国内においても、水際における技術判定や侵害判定の能力を高めることは重要で

あり、制度整備をさらに進める必要があろう。

5 中小・ベンチャー企業支援

知財制度についていえば、一見中立的な制度でも、制度の利用にコストを要するのであれば、結果的に、中小企業よりも大企業に、東京よりも地方に、不利に機能することを忘れてはならない。中立的にコストを削減する対策が必要なのである。

なお、古典的支援策、とりわけ補助金・税の減免など実効性に乏しく容易に既得権化する手段を多用すべきではない。

また、地域振興の観点から見ると、中小・ベンチャー企業の場合、知的財産がビジネスのコアであるというわけでは必ずしもない。＜村おこし・町おこし＞の観点から中小・ベンチャー企業支援を考えるならば、なおさらのことである。まずは、地域の＜売り＞を発掘し育てることが先決なのであり、知的財産はそうした努力の過程で「自ずから」形成されていくものであろう。青森県八戸市の「みろく横丁」、高知県馬路村の「ゆずの村」など、＜村おこし・町おこし＞に知恵を絞り成功させてきた例のなかには、確かに、知的財産が側面支援の有力な手段となるものが少なくない。地域のリーダーたちが、知的財産に振り回されるのではなく、知的財産を使いこなすためのスキルを身につけられるよう、教育・啓発のプログラムを充実させていただきたい。もちろん、＜官主導＞はだめ。

以上